



# 今日も無事でいてほしい

みんなで声がけ いのちを守る とわだセーフコミュニティ 関セーフコミュニティ推進室 ☎⑤6777

## 一人ひとりがセーフコミュニティの一員 みんなで事故やけがを予防しよう

市は、市内の外科や整形外科の7医療機関の協力により市民の皆さんのけがの状況を調査しています。平成23年1月から平成24年12月までの2年間の調査では、けがなどにより医療機関を受診した2,649人のうち、約3割の759人が自宅内で受傷していました。

自宅内の主な受傷内容（図1参照）は、約3割が「転倒」となっています。転倒受傷者を年代別にみると（図2参照）0～4歳の乳幼児、65歳以上のかたに多く、年代が高くなるほど症状が重くなる傾向があります。

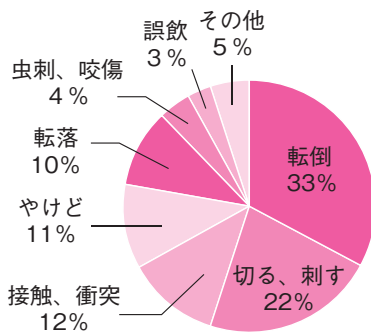
### ▶自宅内のけが予防に取り組みよう

自宅内で転倒した場所は特に0～4歳は「居間」が多く、65歳以上のかたは「居間」「寝室」「玄関」で転倒する割合が高くなっています。

常に居間や寝室などの整理整頓を心掛け、玄関や階段などに手すりを付けるなど自宅内のけが予防に取り組みましょう。



図1 自宅内の受傷内容

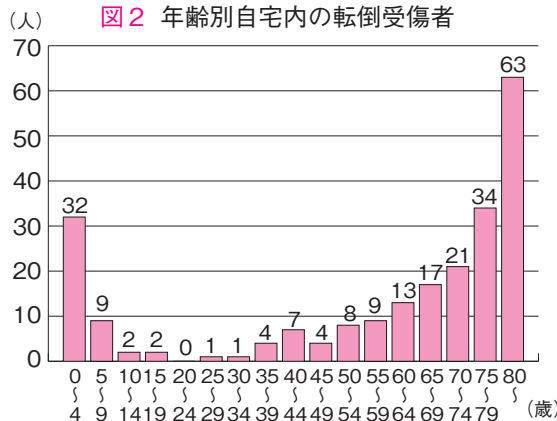


### 調査協力医療機関

次の医療機関で調査を行っていますので、ご協力をお願いします。

- ▶岡本整形外科クリニック
  - ▶小嶋外科胃腸科 ▶さとの整形外科クリニック ▶田島クリニック ▶十和田外科内科 ▶十和田第一病院 ▶十和田市立中央病院
- (平成25年2月1日現在)

図2 年齢別自宅内の転倒受傷者



## あなたの街の法律相談



～第6回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は、「**熟年離婚**」についてです。

関生活環境課 ☎⑤6725

**Q** 私(妻)は、結婚30年目で子育てが一段落しました。故あって、夫と離婚することを考えていますが、今後の生活が心配です。

**A** 離婚の際、相手方に財産分与を求めることができます。財産分与とは、離婚に際し、婚姻期間中に夫婦が協力して築いた財産を分け合うものです。

例えば、夫婦のどちらの名義の預貯金などであっても、婚姻期間中に得た財産なら分け合うことになり、預貯金などのほかにも、保険解約返戻金や退職金などのプラスの財産も分与の対象となる場合があります。ただし、住宅ローンなどのマイナスの財産も対象となり得ますので、この点は土地建物などの分与と絡めてよく協議する必要があります。

**Q** 夫が婚姻期間中に相続した不動産がありますが、これも財産分与の対象になりますか。

**A** 財産分与の対象財産は、あくまで婚姻期間中に夫婦の協力によって形成された財産であり、結婚前に形成された財産や結婚後であっても相続などにより取得した財産は、特別の事情がない限り、財産分与の対象にはなりません。

**Q** 私(妻)は、子育てなどの理由で働いていない時期があり、もらえらる年金が少ないため、老後の生活が不安です。

**A** 中高年の離婚の場合、離婚後の高齢単身女性には十分な収入を確保できないことがあります。そこで、離婚後の生活保障を図るため、年金分割制度が導入されています。離婚後、妻または夫であった者の請求により、被用者年金部分が分割されます。分割割合は、特別の事情がない限り、1対1となりますが、当事者間の合意により、異なる分割割合とすることもできます。

具体的な請求方法などについては、年金事務所や弁護士へお問い合わせください。

(文責…弁護士 鈴木 陽大)  
いずみ法律事務所 ☎⑤86558